

》第1節 計画策定の背景

環境の保全及び創造に関する基本理念

久留米市は、市、市民、事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米を実現していくことを決意した久留米市環境基本条例(以下「環境基本条例」という)を定めています。

◆環境基本条例

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのものの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

環境問題を取り巻く情勢

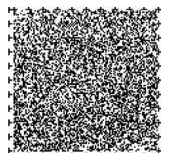
(1) 深刻化・複雑化する環境問題

地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の損失は世界的な環境問題となっています。

地球温暖化は、平均気温の上昇や海面水位の上昇、干ばつや熱波などの異常気象の発生など年々深刻さを増しています。プラスチックは、私たちの日常生活の中でさまざまな用途に使用されていますが、その流出等により海洋汚染が拡大し、海洋環境や生態系に重大な脅威を与えています。また、世界的人口増加による生物資源の過剰な利用、気候変動や外来種の侵入等により、生物多様性の損失が懸念されています。

これらの問題は、私たちの日常生活や社会・経済活動に深く関わっています。

また、人口減少や少子高齢化、環境関連産業の活性化など、「環境」「経済」「社会」それぞれの課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきています。



(2) 環境問題の国内外の情勢の変化

国際社会の情勢

2015(平成27)年9月に「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択されました。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030(令和12)年までを期限とする17のゴールが示されました。

同年12月には、地球温暖化対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の採択、また、2019(令和元)年6月には、海洋プラスチックごみ対策として、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

国内の状況

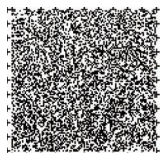
2018(平成30)年4月に策定された国の「第五次環境基本計画」では、各地域がその特性を生かした「地域循環共生圏」の創造をめざし、環境・経済・社会の統合的向上等に取り組むことが示されました。また、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方も活用しながら、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」を実現することを目標としています。

これまでの取り組みの成果と課題

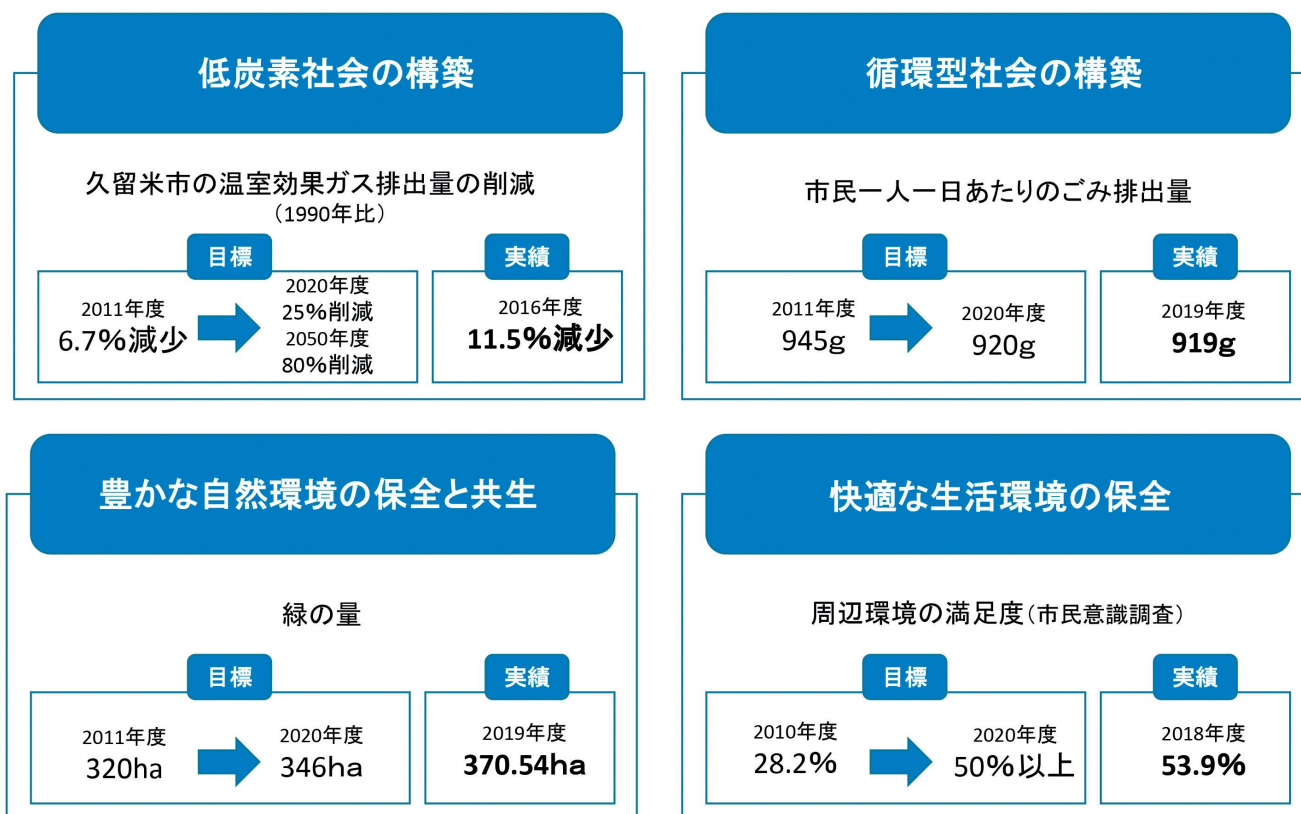
(1) 取り組みの成果

久留米市は、2011(平成23)年に「久留米市環境基本計画(2011～2020)」を策定し、「ずっと暮らしたい心地よいまちグリーンエコシティくるめ」の実現に向けて、「低炭素社会の構築」「循環型社会の構築」「豊かな自然環境の保全と共生」「快適な生活環境の保全」「市民環境意識の向上と協働の推進」の5つの基本目標を設定して取り組んできました。

成果指標である、「市民一人一日あたりのごみ排出量」、「緑の量」、「周辺環境の満足度」については、目標を達成していますが、「温室効果ガス排出量」については、より一層の取り組みが必要です。



(成果指標の状況)



(2) 課題

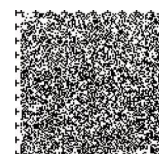
久留米市においても、地球温暖化の進行に伴う、近年の度重なる集中豪雨による浸水被害の発生など、環境面での課題が深刻化してきています。また、海洋プラスチックごみ問題や食品ロス削減など新たに顕在化した環境問題や、生物多様性の保全など引き続き取り組むべき課題があります。

また、少子高齢化に伴う地域での環境保全活動の担い手減少や、電気料金などのエネルギー代金の市外流出(※)など、社会面・経済面の課題について、「地域循環共生圏」の考え方を念頭に、久留米市の地域特性やさまざまな地域資源を活用した環境政策によって、同時解決をめざしていくことが求められています。

さらに、人々の価値観や生活様式の多様化が急速に進む中、自主的・主体的な環境配慮行動を促進するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みがこれまで以上に重要となっています。

(※)電気料金などのエネルギー代金の市外流出

環境省 地域経済循環分析2015によると市内総生産(9,664億円)のうち、約4.7%(454億円)がエネルギー(電気・石油・天然ガスなど)代金として市外事業者等に流出しています。

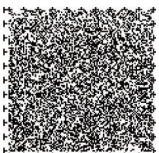
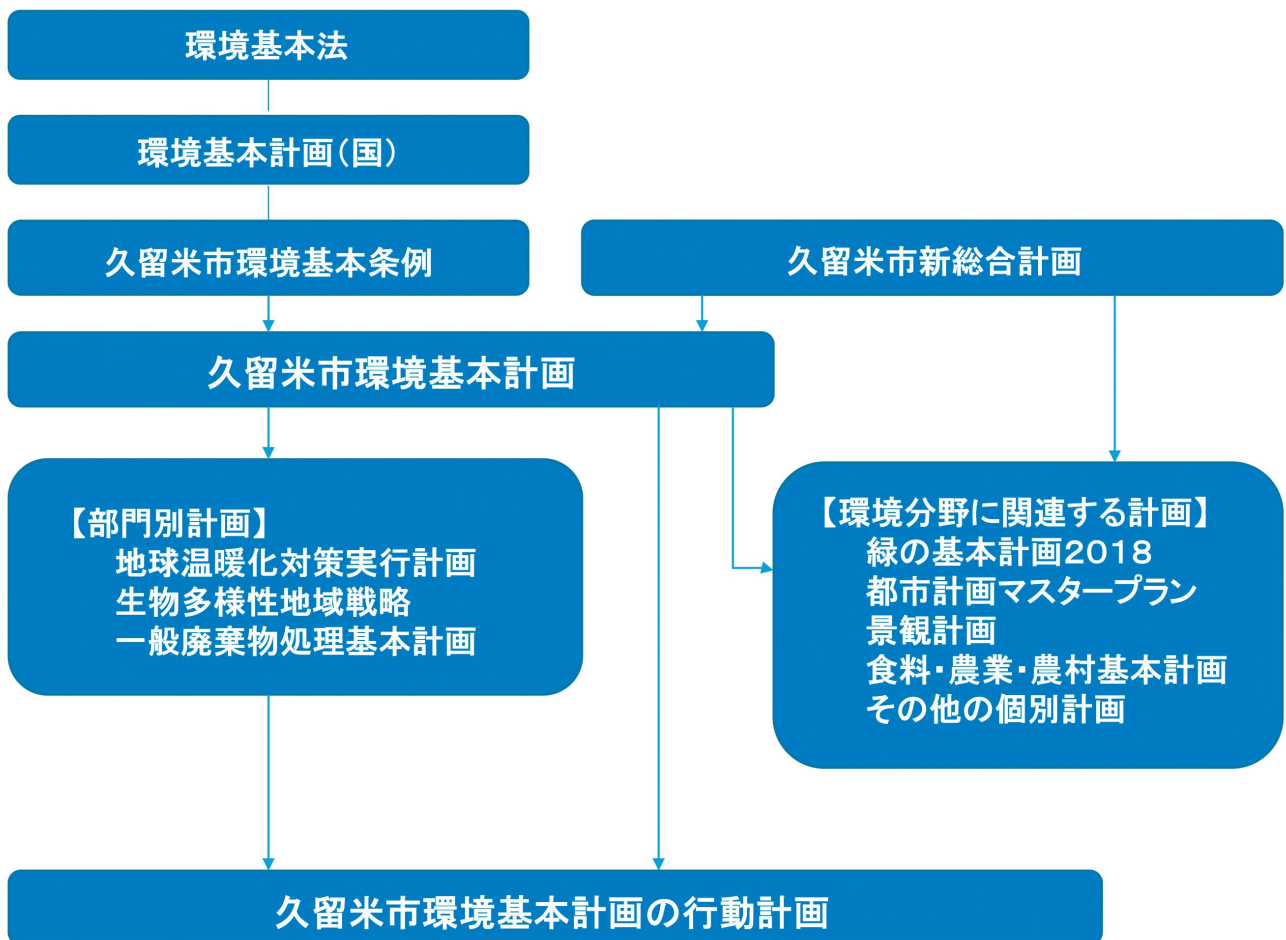


第2節 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づいて策定する、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。

また、久留米市新総合計画がめざす基本理念「水と緑の人間都市」の実現に向け、環境分野に関する計画及び施策を総合的に推進する計画ともなります。

そうした位置づけの下で、本計画は「久留米市地球温暖化対策実行計画」をはじめとする部門別計画や環境分野に関連する計画及び施策を立案する上での指針となります。



》 第3節 対象とする分野

身近な環境から地球環境まで幅広い意味での環境とします。

分 野	対 象
地球環境	気候変動、エネルギーなど
資源循環	廃棄物、リサイクルなど
自然環境	森林、農地、河川、生態系など
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、化学物質、美化、緑化、自然景観、都市景観、文化的景観など

》 第4節 計画の期間

本計画の期間は、「久留米市新総合計画第4次基本計画」に合わせて2021(令和3)年度から2025(令和7)年度の5年間とします。

なお、環境行政を取り巻く状況や社会情勢の動向に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

